

第8期介護保険事業計画事業の検証について

1. 法定報告

(1) 報告概要

介護保険法第117条により、計画の基本的（必須）記載事項の一つとして、被保険者の地域における自立した日常生活の支援、要介護状態等の予防又は軽減若しくは悪化の防止及び介護給付等の適正化への取組と目標（設定）を記載することが示された（同条第2項）。また、計画に定めた取組と目標についての自己評価を行い、その結果を都道府県知事へ報告するとともに、公表に努めることとされた（同条第8項）ため、過去に3回（平成30年度分～令和2年度分）報告を行ってきた。

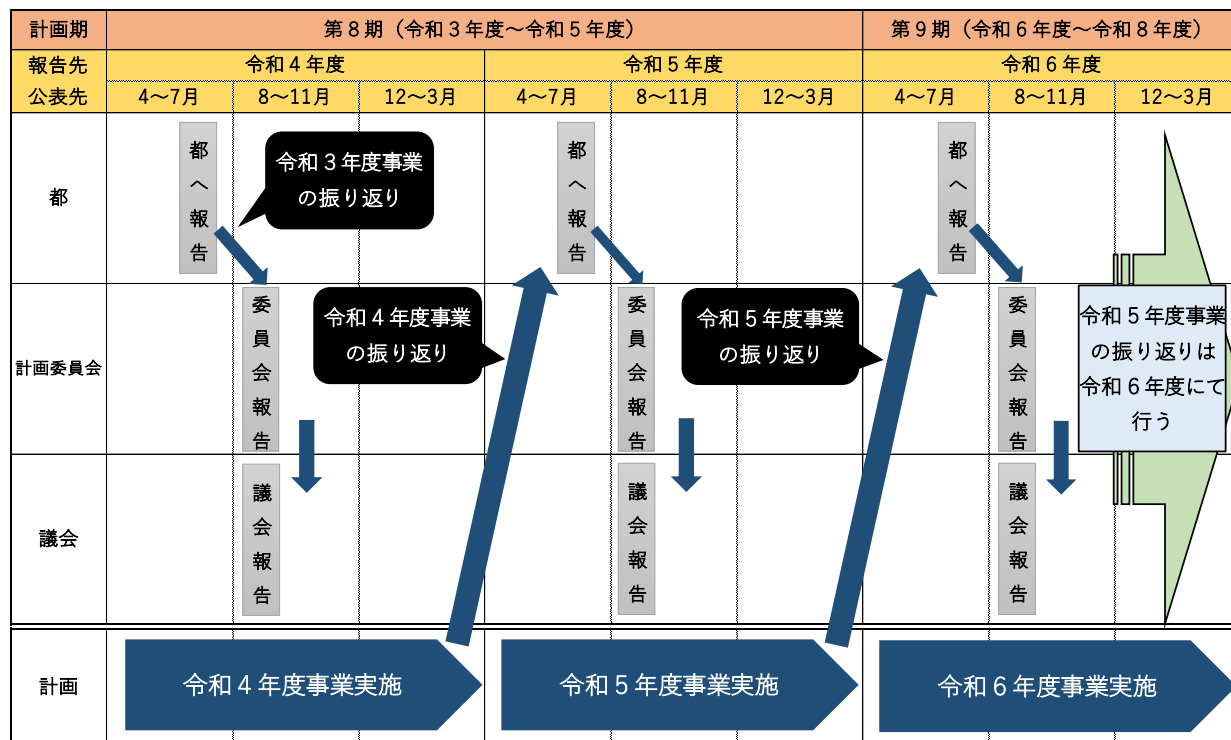
策定した計画を形骸化させないためにも、計画の達成状況を点検し、その結果に基づいて対策を実施することが重要とされている。

(2) 報告サイクル

これまでの報告サイクルを以下図のようにまとめた。

東京都への法定報告の後、本委員会（高齢者保健福祉・介護保険事業計画委員会）、区議会（健康福祉委員会）に報告することで、意見を募り進捗管理を行ってきた。

以降も同様のサイクルにて報告を行っていく予定である。



※計画委員会：高齢者保健福祉・介護保険事業計画委員会

※議会：板橋区議会の健康福祉委員会（常任委員会）

(3) 報告する事業

第7期介護保険事業計画期間（平成30年度～令和2年度）より報告が始まり、初回（平成30年度分）・2回目（令和元年度分）は計画に多数の目標を定めている場合は、報告する内容を3つ程度に絞るよう依頼があったが、3回目（令和2年度分）以降は全ての取組と目標の自己評価結果を報告することとなったため、以降も同様に全ての取組と目標の自己評価結果報告を求められると思われる。

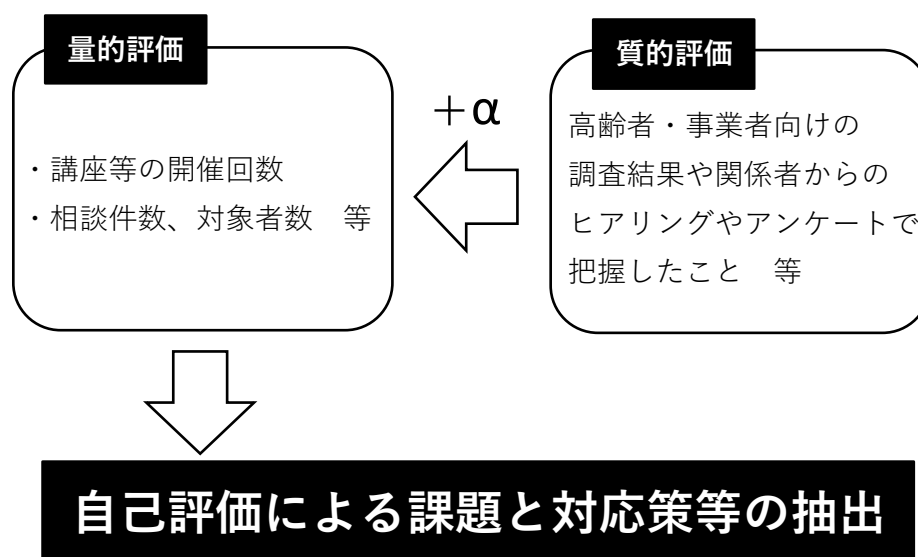
第8期計画において掲げた主な取組・事業は別紙「資料4-2」のとおりであるが、指標（数値的目標等）を定めた板橋区版AIPにおける重点分野及び介護給付等に要する費用の適正化への取組について重点的に自己評価を行っていく。

2. 検証方法

(1) 評価の考え方

設定した数値目標の達成状況に着目するのではなく、以下のような観点から実績を調査・分析した後に、課題と対応策を明らかにすることで新たな取組につなげていく。

- ・目標を達成できなかった（あるいは達成できた）理由や原因
- ・目標の達成状況に影響している他の取組や状況
- ・取組で目指している課題の解決や改善状況等
- ・新たに見つかった課題やその解決のために必要な取組 等



(2) 自己評価方法（案）

東京都への報告項目に倣って以下のように設定する。

項目	記載内容
評価対象となる取組について	
① 現状と課題	当該取組を設定した背景
② 第8期における具体的な取組	①の解決のために事業計画に記載した取組
③ 目標（事業内容、指標等）	数値等を用いた②の具体的な設定状況
評価結果及びその分析について	
④ 実施内容	記録や調査に基づく取組と目標に関する具体的な実績
⑤ 自己評価結果	達成度の自己評価（※）
⑥ 課題の解決に向けた質の評価	自己評価を行うにあたって、数値の達成状況や評価過程や具体的内容
⑦ 課題と対応策	新たに見つかった課題やその解決のために必要な取組

※自己評価の評価は以下のように4段階評価とし、達成度を数値化する。

評価	達成度の目安
◎ 達成できた	数値・取組内容等の達成度 100～80%
○ 概ね達成できた	数値・取組内容等の達成度 79～60%
△ 達成はやや不十分	数値・取組内容等の達成度 59～40%
× 全く達成できなかった	数値・取組内容等の達成度 39%以下